

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 セレンを含有するプラスチック等の処理は  
2 鉛を含有するケレン残さの処理は



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会1)

有害物質であるセレンを含有するプラスチックやガラスを処分したい。有害物質を含有しているので特別管理産業廃棄物に該当するのかわかるか。

(回答1)

廃酸や廃アルカリなどにはセレンに係る特別管理産業廃棄物の基準がありますが、廃プラスチック類やガラスくずには基準はありません。従いまして、通常の廃プラスチック類やガラスくずとして処理して法律上問題はありません。ただし、セレンを含有するガラスを研磨したときに発生した細かいガラスくずは、セレンを含有するだけでなく溶出することが想像されますので、溶出試験を実施しガラスくずとして処理が可能か確認したほうが良いと思います。万が一、セレンが溶出するような場合は、特別管理産業廃棄物の汚泥として処理することをお奨めします。研磨かすであれば、研磨剤も含まれ、泥状を呈することが多いため、汚泥として取り扱うことが可能と考えられますので、溶出基準を確認し特別管理産業廃棄物に該当するか確認してから処理をしてください。

(照会2)

鉛が含まれている塗料で塗装した個所をケレンして発生した塗装カス（ケレン残さ）は、廃プラスチック類として処理して良いか。溶出試験を行って汚泥の特別管理産業廃棄物の基準を超えている場合は、どのように処分したら良いか。

(回答2)

照会1と同じような質問ですが、塗装カスは廃プラスチック類と金属くずの混合物と思われるのですが、形状が細かいので溶出試験を実施すると汚泥などの特別管理産業廃棄物の基準を超えることも予想されます。溶出試験を実施し鉛が溶出しなければ、廃プラスチック類と金属の混合物として処理して問題ないと思います。しかし、溶出試験の結果、鉛が溶出する場合は、特別管理産業廃棄物の処理の許可を受けている会社に試験結果を提供し、処理を相談してください。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（7月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。